

障害福祉サービスに係る利用者負担について

障害保健福祉部
平成17年10月6日

※ 現在、国会審議中の障害者自立支援法案が成立した場合の案である。

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

－ 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 －

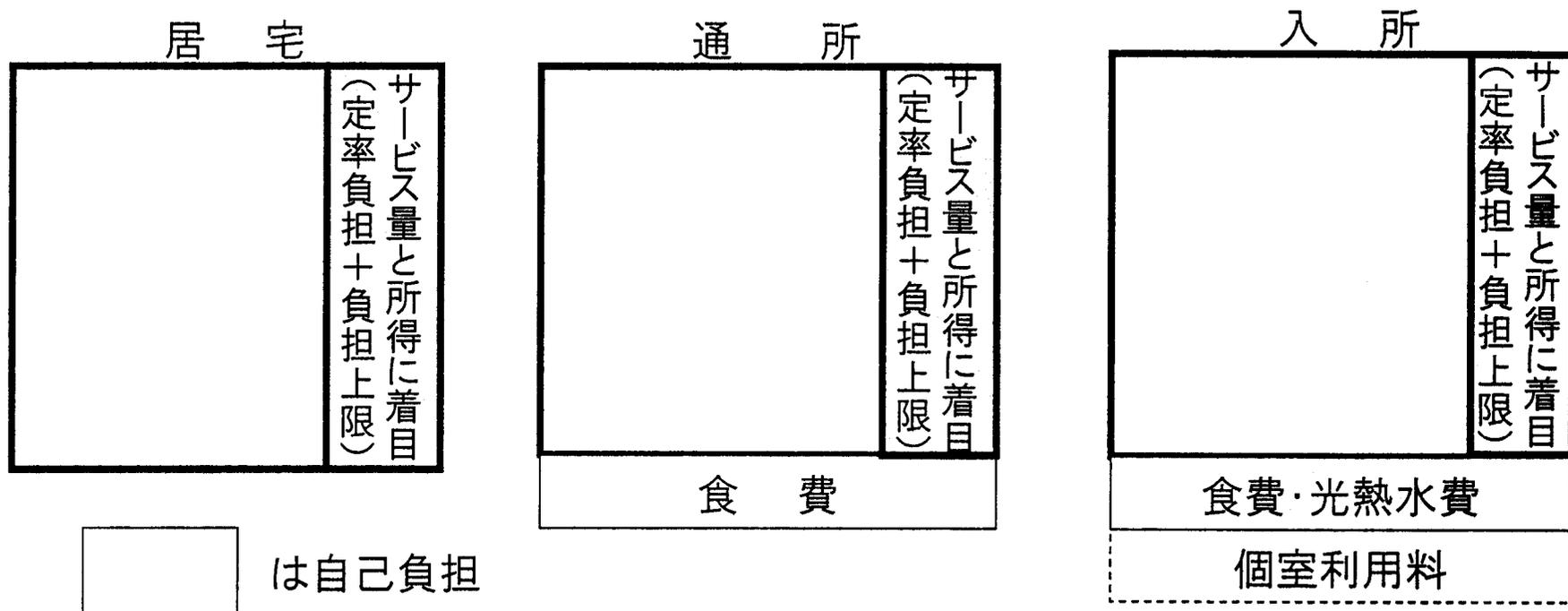
(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

(入所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。

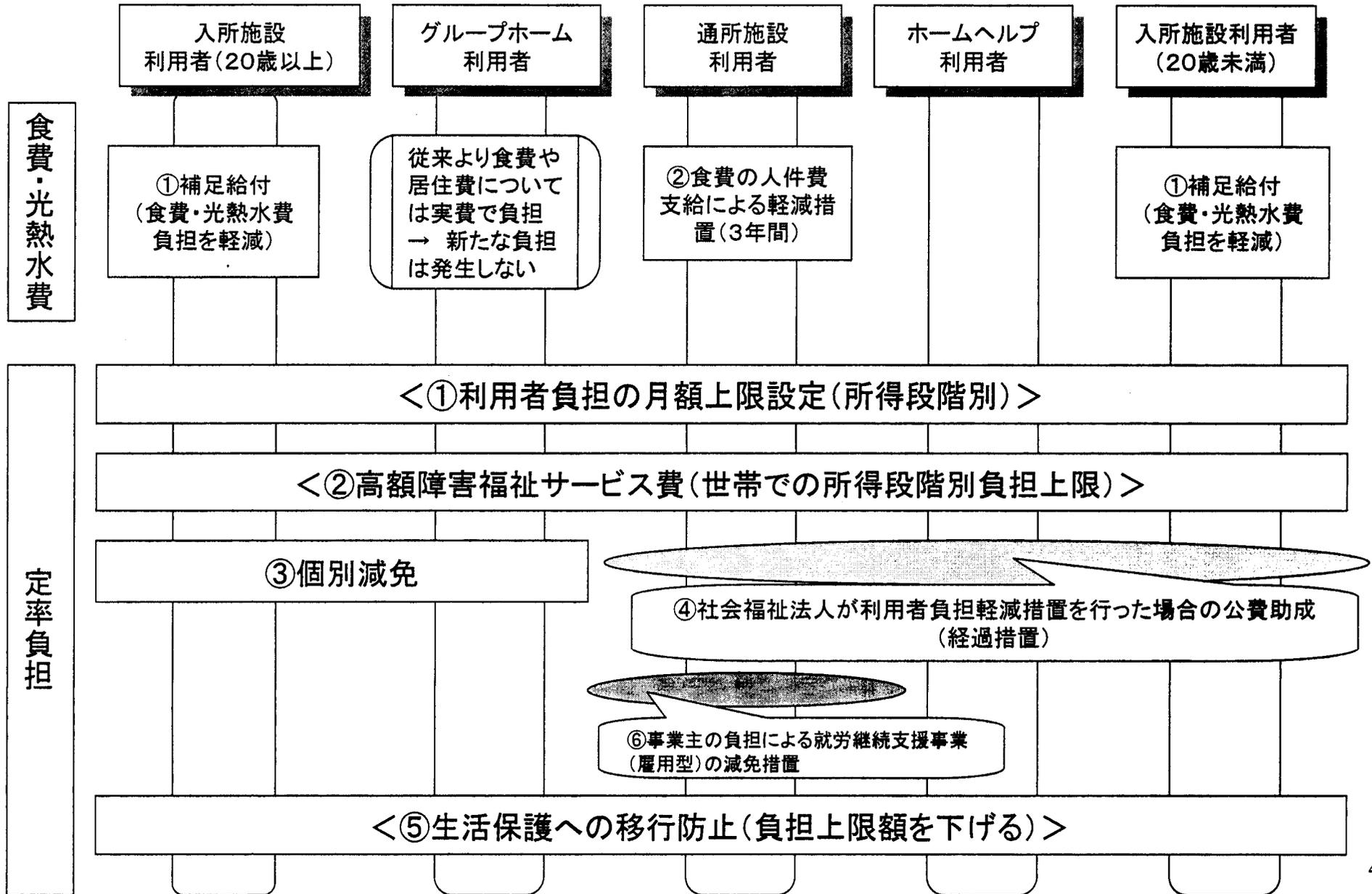
各入所施設に係る負担(給付対象)の見直し

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体	給付対象(応能負担)		実費負担
知的	給付対象(応能負担)		
精神	給付対象(負担なし)	実費負担	

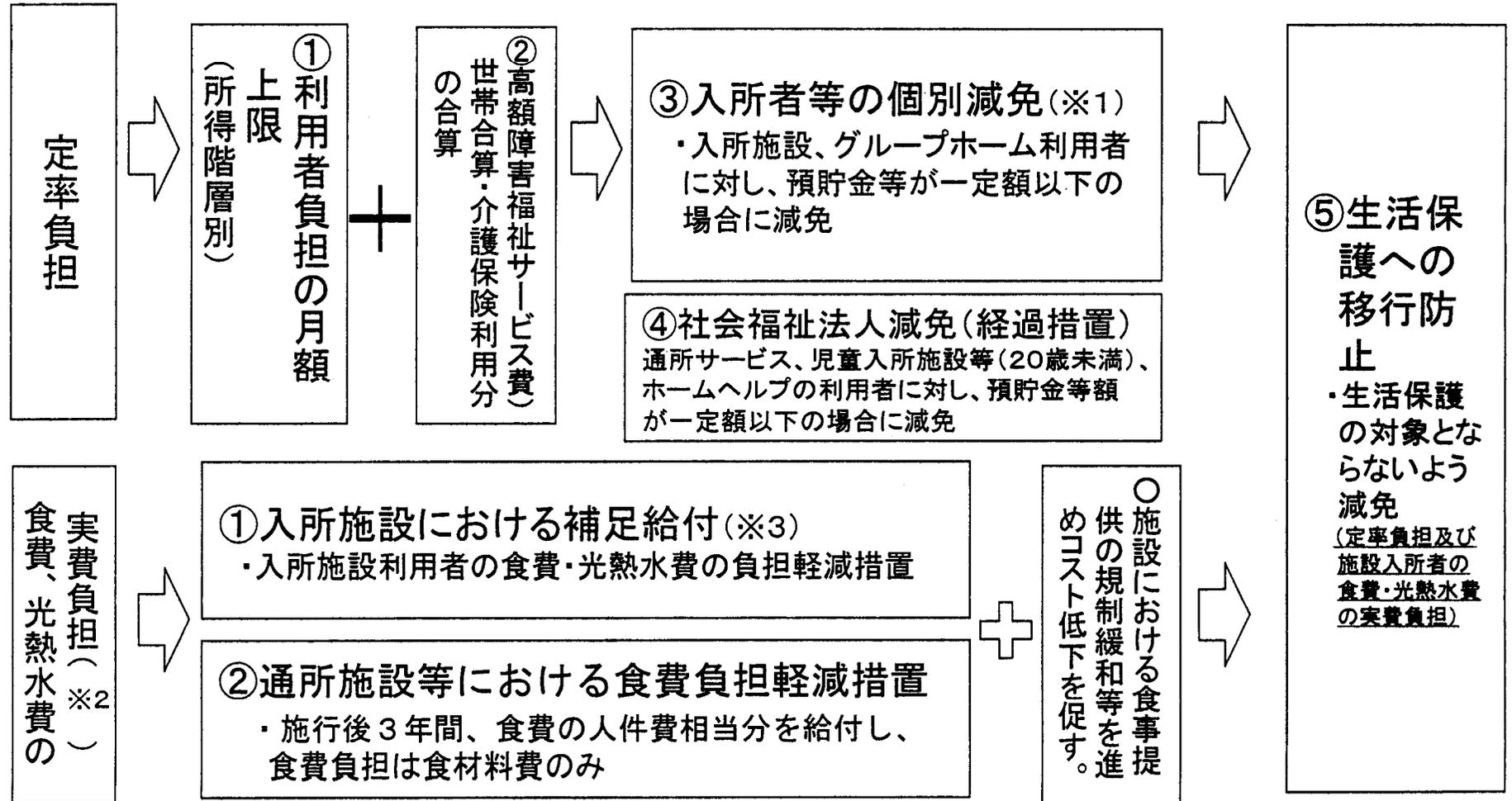


	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象(定率)	実費負担(補足給付)	実費負担

利用者負担に関する配慮措置



利用者負担に係る配慮措置



※1 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)

※2 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。

※3 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。

(定率負担の軽減措置①) 利用者負担の月額上限措置について

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

→ 6ページのとおり特例の取り扱いがあり

①生活保護：生活保護世帯に属する者

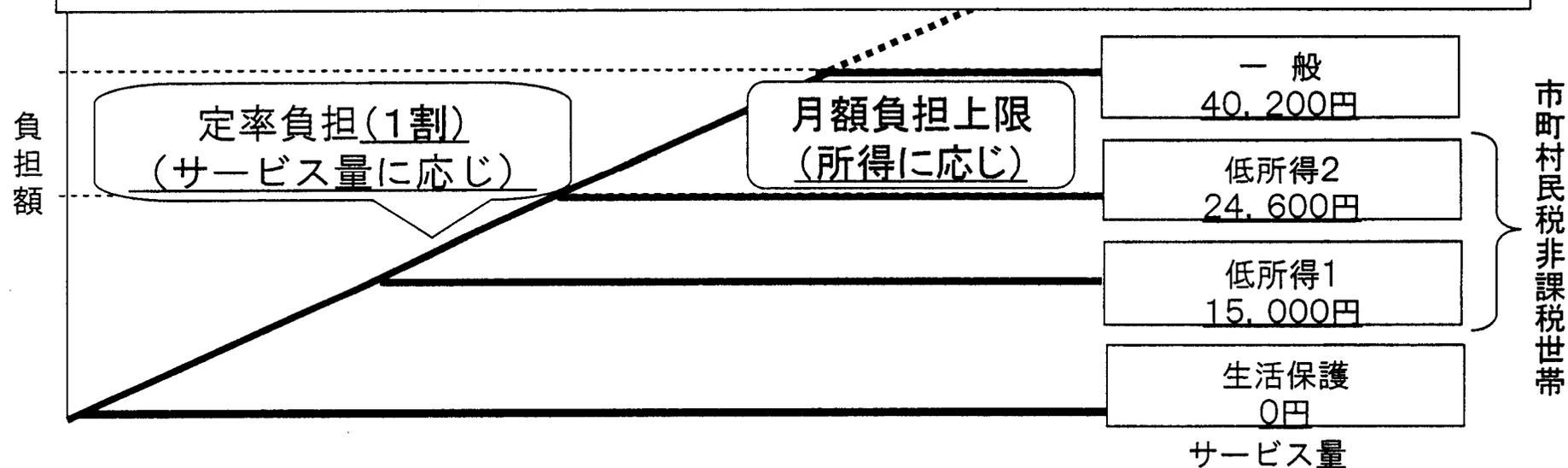
②低所得1：市町村民税均等割非課税世帯であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

→ 8ページのとおり7月に変更があった部分（現在の案が修正後の案）

③低所得2：市町村民税均等割非課税である世帯に属する者

→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

④一般：市町村民税課税世帯



月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定する。

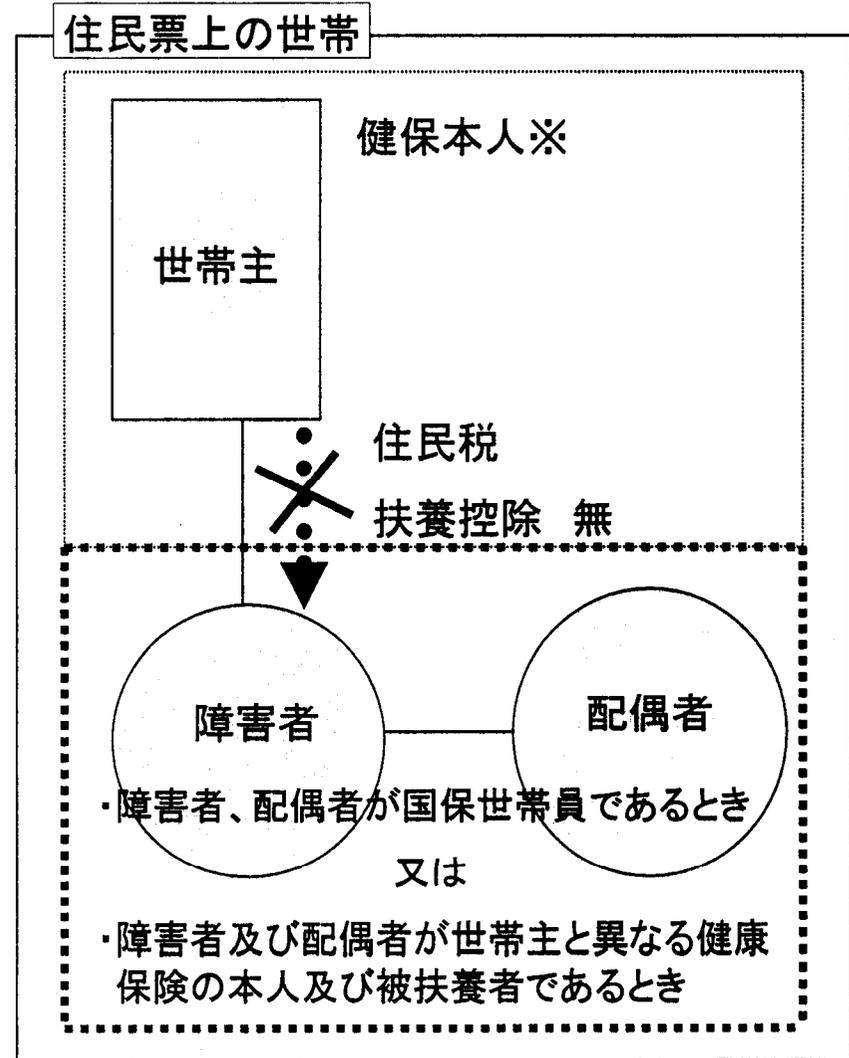
ただし、以下の要件を満たす場合、実態上生計を一にしていなないと判断できることから、障害者及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとする。

<要件>

- ①税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていないこと。

かつ

- ②健康保険制度において、同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていないこと。



※ 世帯主が国保で、障害者及びの配偶者が国保の場合も同様の取り扱いとなる。

低所得1の要件の見直し

○ 世帯員全員が市町村民税非課税の場合に、

従来案 世帯員全員の収入が年間80万円以下の世帯に属する者



見直し案 支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

- ①低所得者の場合、世帯構成員相互に支え合うといっても限界があること
 - ②介護保険においても、低所得1の負担上限に相当する階層について本人の収入のみで判断する仕組みとしていること
- から、見直しを行う。

定率負担の軽減措置②

高額障害福祉サービス費について

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

<合算の対象とする費用>

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①～⑤のいずれかの負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費等に係る定率負担額
- ② 身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ③ 知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ④ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費(高額障害児施設給付費として償還された費用を除く。)(18年10月以降)
- ⑤ 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費により償還された費用を除く。)。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。

<支給額>

世帯における利用者負担額が、月額負担上限額の額と同じになるように高額障害福祉サービス費を償還する。

- ① 低所得1・・・15,000円
- ② 低所得2・・・24,600円
- ③ 一般世帯・・・40,200円

一人当たりの負担上限額が、合算基準額を超えた世帯合算負担額(上記①～⑤を合算したもの)を個人の負担額の割合で按分した額となるよう、高額障害福祉サービス費を支払う。

高額障害福祉サービス費の事例①

低所得2の世帯の場合	Aさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →24,600円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円
施設訓練等支援費の利用者負担額	—
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	24,600円

利用者負担額を合算

Aさんの負担額が24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を24,600円支給

<具体的な計算方法>

- ①介護保険の負担額は、高額介護サービス費により10,400円 ($35,000 - 24,600 = 10,400$) は償還されるため、介護保険の合算の対象となる額は、24,600円
- ② $49,200 (= 24,600 \times 2) - 24,600 = 24,600$ 円(高額障害福祉サービス費の額)

高額障害福祉サービス費の事例②

低所得2の世帯の場合	Aさん	Bさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →17,220円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 →7,380円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円	—
施設訓練等支援費の利用者負担額	—	—
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	24,600円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)

Aさんの負担額が24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を17,220円支給

<具体的な計算方法>

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

Aさんの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

○ Aさんの負担額

高額介護サービス費による償還後の負担額をもとに合算されるため、合算される額は、17,220と24,600の合計額(41,820円)となる。

この負担額を、24,600の負担となるように、高額費を支給するので、高額障害福祉サービス費の額は、 $41,820(=17,220+24,600) - 24,600 = 17,220$ (高額費)となる。

高額障害福祉サービス費の事例③

低所得2の世帯の場合	Aさん	Bさん	Cさん
介護保険の利用者負担額	35,000円 →17,220円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	15,000円 →7,380円※ ※高額介護サービス費 による償還後負担額	—
障害福祉サービス費の利用者負担額	24,600円	—	—
施設訓練等支援費の利用者負担額	—	—	24,600円
高額障害福祉サービスの合算後の負担額	15,489円	— (介護保険のみ利用のため、合算対象外)	9,111円

AさんとCさんの負担額が合わせて24,600円となるよう、高額障害福祉サービス費を支給
(Aさん・・26,332円、Cさん・・15,489円支給)

<具体的な計算方法>

Bさんは介護保険のみ利用しているため、高額障害福祉サービス費の対象外。

AさんとCさんの一人当たりの負担額を計算し、上限額から負担額を引いた額が支給される。

その際、介護保険の利用料は高額介護サービス費による償還後の負担額に基づき合算する。

$$A \quad 24,600 \times (17,220 + 24,600) / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 15,489 \text{ (負担額)}$$

$$41,820 (=17,220 + 24,600) - 15,489 = 26,332 \text{ (高額費)}$$

$$C \quad 24,600 \times 24,600 / (17,220 + 24,600 + 24,600) = 9,111 \text{ (負担額)}$$

$$24,600 - 9,111 = 15,489 \text{ (高額費)}$$

※ 端数処理については現在検討中

(定率負担の軽減措置③) 定率負担の個別減免について

- 3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)として、食事や人的サービスが事業者により包括的に提供されるグループホーム、入所施設利用者に対して、当該利用者が利用するサービスに係る定率負担*について個別減免措置を実施する。

*グループホーム利用者が通所サービスを利用している場合は、通所サービスに係る定率負担も含め減免の対象となる。

- 負担能力がある場合には、利用者負担を負担していただくという考え方から、定率負担の個別減免措置を実施するにあたっては、障害者本人が一定の資産等を有していないことを条件とする。

- グループホーム、入所施設で暮らす者であって、障害者本人の所有する資産の額等が以下の場合に、個別減免措置の対象とする。

- ・ 入所者の所有する預貯金等の額が350万円以下であること

* 額は、同様の生活水準にある一般世帯の貯蓄水準や障害者等の利子非課税(マル優)を参考に設定

- ・ 一定の親族の居住用以外の不動産を所有していないこと 等

- 下記の場合には、資産を利用できる状態となった際に、負担能力を認定することが適当であるため、上記の資産とはみなさず、実際に資産を利用できる状態になった場合に、収入認定するものとする。

- ・ 個人年金*(一定期間は利用できない状態にあるなど一定の要件を備えたもの)

* 個人年金保険料控除の対象となるものを想定

- ・ 親等が障害者を受益者として設定する信託財産(受益者の自由な意思によって解約できないなどの一定の要件を備えたもの**)

** 特定贈与信託や他益信託のうち一定の要件を満たしたものを想定